

L 2 - T e c h 認 証 制 度
実 施 規 則

ver 1.4

平成 29 年 8 月 1 日
環境省地球環境局
地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室

目次

第1章 総則	2
1. L2-Tech 認証制度の目的	2
2. 用語の定義.....	2
(1) 設備・機器等.....	2
(2) 製品	3
(3) L2-Tech.....	3
(4) L2-Tech 水準.....	3
(5) L2-Tech 製品.....	3
第2章 L2-Tech 認証制度の実施体制	4
1. L2-Tech 認証制度に関わる組織及び役割	4
(1) 環境省	4
(2) 審査・認証検討委員会	4
(3) 事務局	4
2. 審査・認証検討委員会の実施体制.....	5
第3章 L2-Tech 認証の手続き及び審査基準.....	6
1. L2-Tech 認証の手続き	6
(1) 事務局による公募及び質問対応	6
(2) 事務局による申請の受付.....	6
(3) 事務局による事前審査	6
(4) 審査・認証検討委員会による審査.....	7
(5) 環境省による認証.....	7
(6) 事務局による認証結果の通知.....	7
(7) 環境省による L2-Tech 製品の公表.....	7
(8) 事務局による審査結果の異議申立ての受付	7
(9) 審査・認証検討委員会による異議申立ての審議	8
(10) 環境省による異議申立てに関する審議結果の承認.....	8
(11) 事務局による異議申立ての審議結果の通知	8
2. L2-Tech 認証における審査基準.....	8
3. L2-Tech 認証の取消等	8
第4章 情報の取扱い.....	9
第5章 免責事項	9

第1章 総則

本規則は、L2-Tech 認証制度の実施のために必要な、実施体制、認証の手続き及び審査基準等を定めたものである。

1. L2-Tech 認証制度の目的

「地球一個分」という環境制約の下、大量生産・大量消費型の社会から脱却し、国民一人ひとりが真に豊かな低炭素社会を実現し、2050年までに80%の温室効果ガス排出削減を実現するためには、先導的（Leading）な低炭素技術（Low-carbon Technology）=L2-Tech（エルツーテック）の普及・導入を進める必要がある。

L2-Tech 認証制度は、環境省が公表した「L2-Tech リスト」に示す「L2-Tech の水準」を満たす製品について、環境省が認証するとともに、国内外に発信し、開発・導入・普及を強力に推進することを目的とするものである。

2. 用語の定義

(1) 設備・機器等

事業者や消費者が購入できる単位のシステム、設備・機器、部品等の総称（図1-1）であり、技術の性質を区分する基本的な分類。

事業者や消費者が購入できる範囲を対象とする

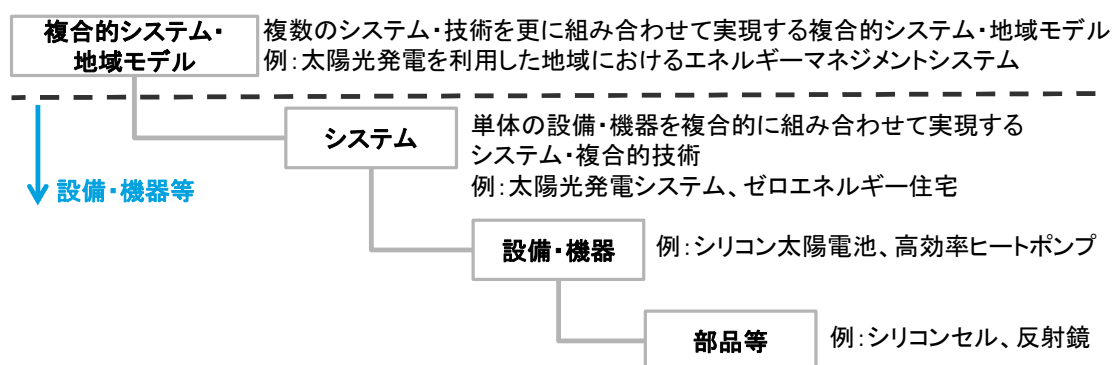


図 1-1 設備・機器等の定義

(2) 製品

設備・機器等のうちのメーカー等が製造・販売している商用化済みのもの。

設備・機器等の例 : ガスヒートポンプ

製品の例 : ガスヒートポンプエアコン〇シリーズ

(型番 : ABC12345)

(3) L2-Tech

先導的 (Leading) な低炭素技術 (Low-carbon Technology) を指す。低炭素に資する設備・機器等の中でも、CO₂ 削減効果に優れた設備・機器等及びそのうちの最高性能の製品の総称。

(4) L2-Tech 水準

低炭素に資する設備・機器等に対して環境省が設定する CO₂ 削減効果について最高の効率性能を示す値や機能等の水準。本水準は、設定時点の値や機能等であり、定期的に更新することを予定。

(5) L2-Tech 製品

L2-Tech 水準を満たす製品として、環境省が認証した製品。

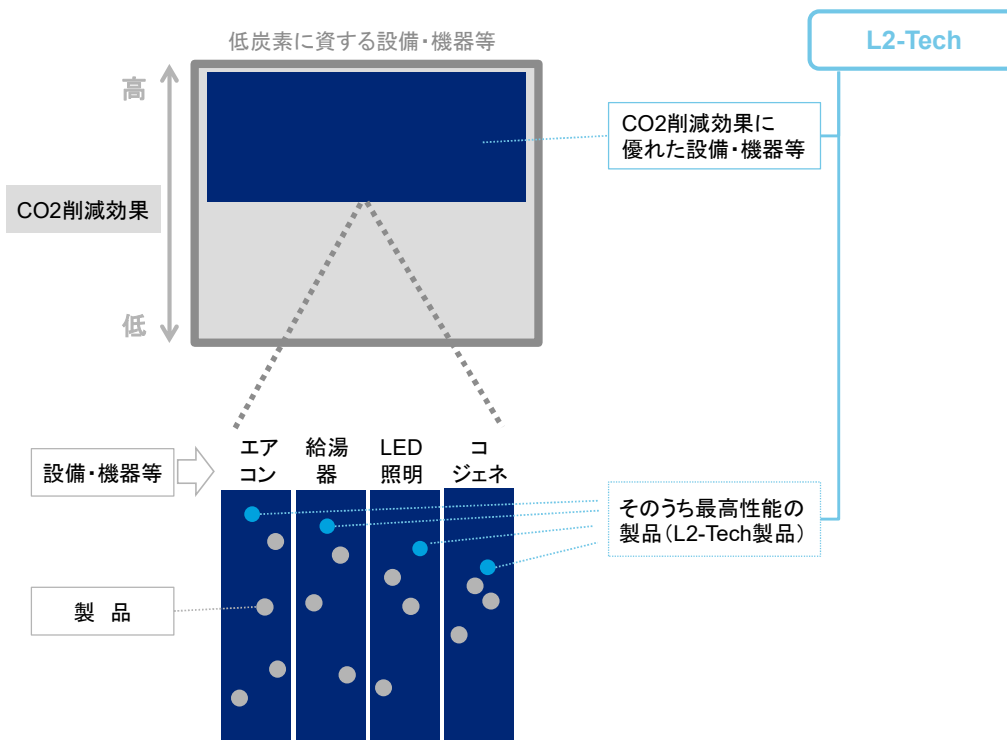


図 1-2 設備・機器等と製品の関係

第2章 L2-Tech 認証制度の実施体制

1. L2-Tech 認証制度に関わる組織及び役割

本制度における組織は、環境省、審査・認証検討委員会及び事務局によって構成される。これら本制度に関わる組織の役割を以下に示す。

(1) 環境省

- ① L2-Tech 認証制度に関する手続き及び審査基準等の方針策定、実施管理及び体制の確立に関する総合的な検討
- ② L2-Tech 及び L2-Tech 水準の公表
- ③ L2-Tech 水準を満たす製品の認証
- ④ L2-Tech 製品に関する情報発信
- ⑤ 異議申立てに関する審議結果の承認
- ⑥ 事務局の設置

(2) 審査・認証検討委員会

- ① L2-Tech 認証制度に関する審査基準案及び改訂案の承認、実施規則案及び改訂案の承認、異議申立ての審議
- ② L2-Tech 水準を満たす製品の審査
- ③ その他 L2-Tech 認証制度のあり方の審議

(3) 事務局

- ① L2-Tech 認証制度に関する審査基準案及び改訂案の策定、実施規則案及び改訂案の策定、L2-Tech 製品の公募、申請者からの質問対応、認証結果の通知、異議申立ての受付、異議申立てに関する審議結果の通知
- ② L2-Tech 水準の更新
- ③ L2-Tech 水準を満たす製品の認証に向けた事前審査
- ④ L2-Tech 水準及び L2-Tech 製品に関する情報発信の支援
- ⑤ 審査・認証検討委員会の設置

2. 審査・認証検討委員会の実施体制

- 審査・認証検討委員会は、環境省の委嘱を受けた有職者（学識経験者、業界団体等）により構成され、3人以上とする。
- 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 審査・認証検討委員会には環境省が選任する委員長を置く。
- 委員長にやむを得ない事情がある時は、委員長が指名した委員が委員長を代行する。

第3章 L2-Tech 認証の手続き及び審査基準

1. L2-Tech 認証の手続き

L2-Tech 認証は、図 3-1 に示すように、製品の公募、申請、審査、認証、通知、公表、異議申立ての受付・承認の流れで行う。それぞれの概要を、以下に示す。

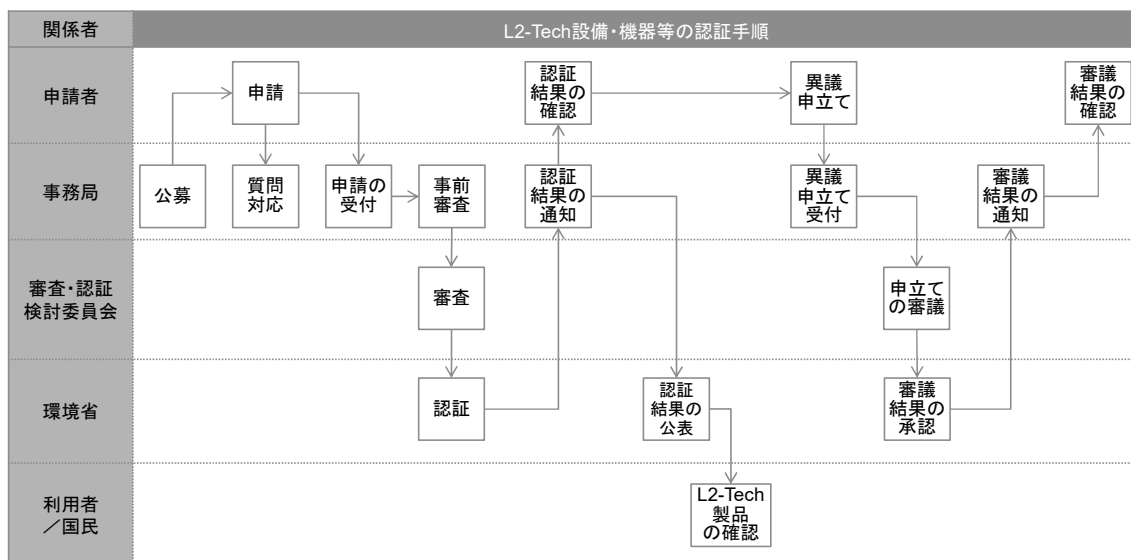


図 3-1 L2-Tech 認証プロセスの概要

(1) 事務局による公募及び質問対応

事務局は、L2-Tech 認証制度において審査の対象となる設備・機器等や審査基準を公表するとともに、公募によって申請者を募集する。また、同公募内容に関する質問に対応する。

(2) 事務局による申請の受付

事務局は、別途定める「L2-Tech 認証 実施要領」（以下、「実施要領」とする。）に指定された申請書類を申請者から受け付ける。公募期間外に申請されたものについては、本審査の対象外となる。

(3) 事務局による事前審査

事務局は、提出された申請書類について、審査・認証検討委員会の審査を網羅的、効率的に行うことを目的として、所定の審査基準に基づく事前審査を行う。なお、事務局は、申請書類における不備等について申請者に確認することができる。

(4) 審査・認証検討委員会による審査

審査・認証検討委員会は、所定の審査基準及び事務局による事前審査の結果に基づき審査を実施する。

(5) 環境省による認証

環境省は、審査・認証検討委員会の審査結果を踏まえ、申請された製品を認証する。認証時に、L2-Tech 水準を識別するための情報（識別情報）も付与する。

例：” L2-Tech2016 年度夏”（「2016 年度夏」が識別情報を表す）

(6) 事務局による認証結果の通知

事務局は、認証／非認証に関わらず、全ての申請者に対して認証結果通知書を送付する。また、非認証の場合は、理由を付して通知するものとする。

(7) 環境省による L2-Tech 製品の公表

環境省は、審査の結果に基づいて認証した製品を公表する。L2-Tech 製品については、環境省ホームページ及び L2-Tech 情報プラットフォームにおいて、提出された「申請書」の記載内容を一部公表する。

(8) 事務局による審査結果の異議申立ての受付

審査結果の通知後、事務局は、審査結果（認証、または非認証）に関する申請者からの異議申立て（別添「L2-Tech 認証の審査・認証結果に係る異議申立書」）を、申請者が審査結果を知り得た日の翌日から 30 日後まで受付ける。事務局は、審査結果の異議申立てについて、以下に示す内容について遵守しなければならない。

- ① 要請があった場合、異議申立ての処理プロセスの概要を、全ての利害関係者に公表しなければならない。
- ② 異議申立てを受領したときには、それが自らが責任を負う活動に関連するものかどうかを確認し、関連があれば、それを処理しなければならない。
- ③ 異議申立てに関する調査及び決定が、差別的行動につながってはならない。

(9) 審査・認証検討委員会による異議申立ての審議

審査・認証検討委員会は、事務局が受付けた異議申立ての内容を審議する。

(10) 環境省による異議申立てに関する審議結果の承認

環境省は、審査・認証検討委員会による異議申立てに関する審議結果を承認する。

(11) 事務局による異議申立ての審議結果の通知

事務局は、環境省が承認した審議結果を申請者に通知する。

2. L2-Tech 認証における審査基準

事務局及び審査・認証検討委員会における審査基準は、別途定める「実施要領」に定めることとする。

3. L2-Tech 認証の取消等

環境省は、次のいずれかに該当する場合に、当該 L2-Tech 製品に対して認証の取消しを行うことができる。認証の取消しを行った場合、環境省は審査・認証委員会に報告をしなければならない。

- 本規則に基づいて規定された遵守事項を遵守しない者に対し、注意喚起を行ったにも関わらず、改善が見られない場合。
- 申請内容の虚偽、その他法令等に違反したことが判明した場合。
- 重大な公序良俗違反、その他 L2-Tech 認証制度の信用を損ねる恐れのある行為が認められた場合。
- 申請者から認証取り下げの依頼があった場合。

第4章 情報の取扱い

- 環境省、審査・認証検討委員会及び事務局は、本制度を通じて知り得た申請者の情報を、本制度の実施以外の目的で利用してはならない。
- 環境省、審査・認証検討委員会及び事務局は、取り扱う申請者の情報の漏えい、滅失、き損の防止等、情報の安全管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 環境省、審査・認証検討委員会及び事務局は、書面にて申請者の同意を得ないで、申請者の情報を第三者に提供してはならない。ただし、申請者がその情報を容易に知り得る状態に置いている場合（公表している等）は、その限りではない。
- 申請者からの連絡により、申請者の情報が申請者の財産管理上の利益、競争上の地位等を不当に害する恐れのある情報と分かった場合、その情報は原則公表してはならない。

第5章 免責事項

本制度は、L2-Tech の対象となる設備・機器等及び L2-Tech 水準の国内外への発信、さらにはその条件を満たす製品の認証を行う制度である。例えば、以下のような事項については、環境省、審査・認証検討委員会及び事務局は、一切の責任を負わないものとする。

- 製品の瑕疵により、利用者が被害を被った場合。
- 利用者の故意又は重過失により、利用者が被害を被った場合。
- L2-Tech 水準または L2-Tech 製品の公表により、申請者と第三者の間に係争が生じた場合。
- L2-Tech 製品の基本性能に関する仕様が変更された場合。
- L2-Tech 製品の審査項目に係る性能について、申請者の虚偽が明らかになった場合。
- L2-Tech 製品の特定条件（L2-Tech 水準として規定されている指標）以外において稼働した際の性能が、L2-Tech 水準未満であることが明らかになった場合。
- 「L2-Tech」の名称の使用に伴い、「L2-Tech」の名称の使用者に問題等が発生した場合。
- その他、環境省が本制度とは関係が無いと判断した問題が発生した場合。

附 則 （適用期日、移行措置等）

本規則は平成 27 年 10 月 15 日から適用する。

改定履歴

平成 27 年 10 月 15 日 (Ver. 1.0)	制定
平成 28 年 8 月 1 日 (Ver. 1.1)	一部改定
平成 29 年 1 月 13 日 (Ver. 1.2)	一部改定
平成 29 年 3 月 10 日 (Ver. 1.3)	一部改定
平成 29 年 8 月 1 日 (Ver. 1.4)	一部改定

L 2 - T e c h 認 証 制 度
実 施 規 則
(別 紙)

「L2-Tech」の名称及び認証マーク使用に関する規則

ver 1.4

平成 29 年 8 月 1 日
環境省地球環境局
地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室

目次

1.	はじめに	2
2.	「L2-Tech」の名称及び認証マークの使用方法.....	2
3.	名称及び認証マークの使用に当たっての遵守事項.....	2
4.	遵守事項に従わない場合の措置.....	4
4.1	注意喚起	4
4.2	是正措置	5

第6章 はじめに

L2-Tech 製品を製造・販売するメーカー等（L2-Tech 製品製造・販売事業者）は、「L2-Tech」の名称（環境省において商標登録出願中。出願番号：2015-090619号、2015-090620号、2015-090621号。）及び認証マークを、L2-Tech 製品の普及拡大を促進する目的においては、積極的に使用できることとする。

第7章 「L2-Tech」の名称及び認証マークの使用方法

L2-Tech 製品製造・販売事業者が、「L2-Tech」の名称及び認証マークの使用を希望する場合、予め事務局に届出を行うことにより環境省と協議し、その承認を得なければならない。ただし、以下に記載する使用に当たって、届出や承認を求めないこととする。

- L2-Tech 認証制度について紹介するために、新聞・雑誌・学术论文・ウェブサイト等で使用する場合。
- メーカーが自社の L2-Tech 製品の紹介や広告等のために、カタログ・ホームページ・チラシ・広告等で使用する場合。
- L2-Tech 製品の導入により、その導入期間中に、エネルギー起源 CO₂ の排出削減に取り組んでいることを示すために使用する場合。

第8章 名称及び認証マークの使用に当たっての遵守事項

L2-Tech 製品製造・販売事業者が、「L2-Tech」の名称及び認証マークを使用する際には、以下の遵守事項に従わなければならない。



なお、認証マークの使用に当たっては、別途「L2-Tech 認証マーク 使用ガイドライン」を熟読すること。

- 「L2-Tech」の名称を、特定の商品名やブランド名として使用しないこと。
例：×”L2-Tech エアコン”、 ×”L2-Tech 給湯機”
- L2-Tech 製品が明確に特定できるように、「L2-Tech」の名称及び認証マークを配置し、利用者が L2-Tech 製品が特定できないような状況を避けること。
例：以下に不適切な表記及び適切な表記を示す。

× 不適切な使用 (L2-Tech製品の特定ができない) **○** 適切な使用 (L2-Tech製品の特定ができる)

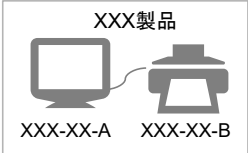
型番: XXX-XXX-A L2-Tech2015年度夏 型番: XXX-XXX-A
 型番: XXX-XXX-B 型番: XXX-XXX-B 型番: XXX-XXX-B L2-Tech2015年度夏
 型番: XXX-XXX-C
 型番: XXX-XXX-D

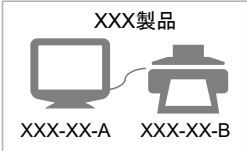
× 不適切な使用 (L2-Tech製品の特定ができない) **○** 適切な使用 (L2-Tech製品の特定ができる)

型番: XXX-XXX-A  型番: XXX-XXX-A 
 型番: XXX-XXX-B 型番: XXX-XXX-B
 型番: XXX-XXX-C
 型番: XXX-XXX-D



× 不適切な表記 (製品全体がL2-Tech製品であるかのような表記) **○** 適切な表記 (製品のうち一部がL2-Tech認証であると特定できる)

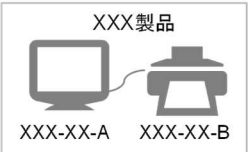
L2-Tech2016年度夏 認証製品 L2-Tech2016年度夏 認証製品※
 ※L2-Tech認証製品は型番: XXX-XX-A

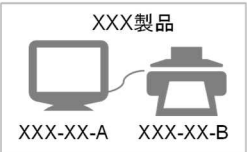
XXX製品


XXX製品


× 不適切な表記 (製品全体がL2-Tech製品であるかのような表記) **○** 適切な表記 (製品のうち一部がL2-Tech認証であると特定できる)

 
 ※L2-Tech認証製品は型番: XXX-XX-A

XXX製品


XXX製品


- 認証時に付与される L2-Tech 水準を識別するための情報 (識別情報) も併記すること。(認証マークを利用する場合は、使用ガイドラインに従うこと)
 例: ”L2-Tech2015 年度夏” (「2015 年度夏」が識別情報を表す)
- 事業者の活動全体が対象であるかのような誤解を消費者に与えないようにすること。その一部に L2-Tech 製品が含まれる複数の製品のシリーズがある場合には、認証対象の範囲を明示すること。また、認証の対象範囲について疑義がある場合には、環境省と協議すること。
 例: 以下に不適切な表記及び適切な表記を示す。

✕ 不適切な表記
(活動全体が対象であるかのような誤解を与え
認証対象の範囲が不明確)

○ 適切な表記

〇〇社のL2-Techプロジェクトのご紹介

<導入したL2-Tech製品>

XXX-XXX-A
XXX-XXX-B
XXX-XXX-C
XXX-XXX-D

〇〇社のL2-Tech製品の導入事例のご紹介

<導入した製品>

XXX-XXX-A ※
XXX-XXX-B
XXX-XXX-C ※
XXX-XXX-D
※「L2-Tech2015年度夏」の認証製品

- 申請者が、環境省の認証等を受けたものと誤解を与えるような表現・表示を用いないこと。
例：✕ “環境省認証事業者”、✕ “環境省認定事業者”、✕ “環境省登録事業者”
- 「L2-Tech」の名称及び認証マークを、特定の製品の性能に優れていることや、CO2削減効果に優れているという意味以外で使用する等、L2-Tech 認証制度と関係のない取組みの広報等に使用しないこと。
例：✕ 「この商品は、除湿機能に優れた L2-Tech 製品です。」、✕ 「〇〇社の断熱ガラスは薄型で軽量タイプの L2-Tech 製品です。」
- 法令や公序良俗に反するような表現で使用することや、L2-Tech 認証制度の信用を損ねるおそれのある行為をしないこと。
- 認証取り消しとなった L2-Tech 製品については、「L2-Tech」の名称及び認証マークを使用しないこと。
- その他、環境情報の表示にあたっては、「環境表示ガイドライン」(平成25年3月、環境省)に従うこと。

第9章 遵守事項に従わない場合の措置

1. 注意喚起

L2-Tech 製品製造・販売事業者は、本規則に基づいて規定された遵守事項を遵守せずに「L2-Tech」の名称及び認証マークを使用していた場合、環境省から注意喚起を受ける。

2. 是正措置

4.1 注意喚起に示す通り、環境省が L2-Tech 製品製造・販売事業者に対して注意喚起を行っているにも関わらず、改善が見られない場合や、重大な法令違反、公序良俗違反及びその他の L2-Tech 認証制度の信用を損ねる恐れのある行為が認められた場合、L2-Tech 製品製造・販売事業者は、以下の措置を受ける。

- 「L2-Tech」の名称及び認証マーク使用の中止
- L2-Tech 製品の認証の取消し
- L2-Tech 製品としての公表の中止